

## 議案第 1 1 号

狭山市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例  
狭山市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和 4 4 年条例第 3 1 号）  
の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 9 6 条の 4 」を「第 9 6 条の 4 第 1 項」に、「第 3 6 条」を「第 3 6 条第 1 項」に改める。

第 5 条中「第 9 6 条の 4 」を「第 9 6 条の 4 第 1 項」に、「第 4 9 条」を「第 8 8 条第 1 項」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 2 4 年 2 月 2 3 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

### 提案理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による土地改良法の改正に伴い、所要の改正をするとともに、条文の整備をしたいので、この案を提出するものである。